

平成 2 7 年度

「土地改良補償業務管理者」資格試験問題

	目	次
問題 1 (択一式)	1 頁
問題 2 (択一式)	9 頁
問題 3 (択一式)	1 9 頁

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 農業農村整備事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 我が国は狭小で複雑な国土条件から、国営事業等により基幹的水利施設が整備された大規模優良農業地域の面積は少なく、全耕地面積の1割に満たない。
- 2 農地と農業用水は、国家存立の基盤となる食料の供給に不可欠な財であって公共性が高いことから、農地、農業用水を対象にしている農業生産基盤の整備は国の施策として実施される。
- 3 土地改良事業で整備した農地は、農家の私有財産、農作物の生産基盤であり、取扱いは農家の裁量に委ねられていて、農地転用などに過度な規制はできない。
- 4 農業用水は公共性が高いことから、一般に農業水利施設等は地方公共団体が所有し、適正に管理している。

(問2) 農業水利に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 我が国の農業水利施設は、全体として保全・更新が進み、突発事故(災害以外)件数は減少している。
- 2 最近の国営かんがい排水事業(水田地帯)の実施地区における新設整備の地区数は少なく、更新整備の地区数割合は約9割を占める。
- 3 全国の農業用水路の延長は約40万キロメートル、基幹的施設は約7千箇所にのぼり、その資産価値は約32兆円である。
- 4 耐用年数を迎える基幹的水利施設数は年々増加し、毎年約500施設が耐用年数を迎える見込みである。

(問3) 農地整備の役割に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 全国の区画整備された水田面積の割合は6割以上であるが、そのうち約3分の1は排水が良好でない。
- 2 農地を整備すると資産価値が高まるため、農地利用集積率は低下する傾向がある。
- 3 農地整備は、農業の生産性向上と農業構造の改善を実現することにより、食料供給力の確保に重要な役割を果たす。
- 4 水田整備率が高い地域ほど、麦・大豆の作付率及び耕地利用率は向上する。

(問4) 農村整備に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 中山間地域は条件不利地域であり、平地農業地域とのほ場条件の格差を是正するため、区画形質を同一水準まで改良する生産条件の整備が不可欠である。
- 2 農業生産基盤と集落基盤の整備を一体的・総合的に実施することは効率が悪い。
- 3 農村地域の污水处理施設の整備は進み、都市部との格差は解消された。
- 4 中山間地域は、国土面積の約7割、耕地面積や農業算出額の約4割を占めるなど、我が国の農業・農村の中で重要な役割を担っている。

(問5) 防災対策に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 近年、豪雨や大規模地震に起因した災害が数多く発生していることから、災害に強い地域づくりが重要である。
- 2 流域開発や都市化等による洪水量の増大や混住化による農業用水の水質悪化などの問題が生じている。
- 3 農地・農業用施設等の災害の未然防止又は被害の軽減を図るためには、ハード対策とソフト対策は別々に推進する。
- 4 大きなため池（受益面積が2ヘクタール以上）の多くは、江戸時代以前に築造されたものであるため、老朽化などにより決壊の危険性が高い。

(問6) 土地改良長期計画(計画期間 平成24年度～28年度)における土地改良事業の基本方針に関する記述について、(A)～(D)に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

イ 「(A)を支える水と土の再生・創造」を基本理念とし、これに即して次の3つの政策課題に取り組むものとする。

ロ 農を「強くする」ため、地域全体としての(B)の体質強化を図る。

ハ 国土を「守る」ため、震災復興、(C)の強化と多面的機能の発揮を図る。

ニ 地域を「育む」ため、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かした(D)の再生を図る。

	A	B	C	D
1	国土	流通加工	防災・減災力	環境
2	食	食料生産	防災・減災力	コミュニティ
3	国土	食料生産	農業生産力	コミュニティ
4	食	流通加工	農業生産力	環境

(問7) 土地改良法の目的及び原則に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良法は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を図ることを究極目的としている。
- 2 土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施することを直接の目的としており、そのために必要な事項を定めている。
- 3 土地改良事業は、事業実施区域及び周辺環境に対して一定の負荷を与える可能性を有するものであることから、事業の施行に当たっては、環境との調和に配慮しなければならない。
- 4 土地改良事業は、多額の公共投資を伴うものであることから、事業の施行に当たっては、国土資源を総合的に開発し保全するとともに、国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(問8) 土地改良事業の参加資格に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業の参加資格の具体的内容は、事業の開始、変更等について賛否の表示をし、土地改良区の組合員となり、国営、都道府県営土地改良事業の申請人となること等である。
- 2 一つの土地については、所有者又は所有者以外の使用収益権者のいずれか一方が参加資格者となり、双方同時に資格者になることはない。
- 3 農用地の場合、自作地の資格者は所有者であり、小作地の資格者は原則として使用収益権者である。
- 4 非農用地の場合、所有者以外に使用収益権者がいない土地にあつては所有者が資格者であり、使用収益権者がいる土地にあつては、原則として使用収益権者が資格者となる。

(問9) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 災害復旧は、農用地や土地改良施設の災害復旧をその対象とし、被災前の原状に復する土地改良事業である。
- 2 客土、暗きょ排水、床締のような農用地の改良又は保全のために必要な事業は、土地改良事業である。
- 3 階段工、土留工、防風林、ため池などの農用地の保全又は利用上必要な施設の新設等は、土地改良事業である。
- 4 埋立て又は干拓は、公有水面埋立法に基づき都道府県知事の許可を受けて実施される事業であり、土地改良事業ではない。

(問10) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業のうち国の補助を得て実施される土地改良事業は、事業計画、定款等につき国の審査を受けなければならない。
- 2 土地改良事業は、公共投資、社会資本の形成であることから、申請人は、当該土地改良事業の計画概要についてあらかじめ都道府県知事の同意を得なければならない。
- 3 土地改良事業計画は、土地改良事業の施行に関する基本的要件に適合するものとなるよう定めなければならない。
- 4 地域住民等の意見を聞く制度は、規模の大きい国営土地改良事業に限られた手続で、申請人はこれを考慮して土地改良事業計画を作成しなければならない。

(問11) 土地改良事業に関し国、都道府県、市町村又は土地改良区等の職員等（以下「職員等」という。）が行う土地等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 職員等は、土地改良事業に関し必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、土地に立ち入って測量等を行うことができる。
- 2 職員等が、事前通知をしないで土地に立ち入って測量等を行おうとする場合には、当該土地の占有者に身分証明書等を呈示しなければならない。
- 3 職員等が、事前通知をしないで土地に立ち入って測量等を行った場合には、これによって通常生じた損失について、補償しなければならない。
- 4 職員等は、土地改良事業に関係のある土地を管轄する登記所等に、登記事項証明書の交付を除き、無償でその事業に必要な簿書の閲覧を求めることができる。

(問12) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営埋立て干拓事業によって生じた土地については、その全てが土地改良財産として管理し、又は処分される。
- 2 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、土地改良法施行令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたものは、土地改良財産である。
- 3 土地改良財産のうち基幹的な土地改良施設は、土地改良法施行令でダム及びため池と限定されており、共有持分付与の対象となる施設である。
- 4 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件は土地改良財産であるが、取得の方法は買収に限られており、収用によるものは土地改良財産とはならない。

(問13) 土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産の他目的使用等の期間は、管理委託財産又は未委託財産のいかんに関わらず、原則として5年を超えることができない。
- 2 土地改良財産の管理受託者は、都道府県知事の承認を受けて、自らが他の用途又は目的に使用し、収益し、又は第三者に使用、収益させることができる。
- 3 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させることができる。
- 4 土地改良財産の他目的使用等に係る使用料を徴収した管理受託者は、これを速やかに国庫に納入しなければならない。

(問14) 国有財産の分類等と土地改良財産の関係等に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、公用財産、公共用財産、皇室用財産及び森林経営用財産の4種類に区分される。
- 2 土地改良財産は、国有財産であり、公共用財産又は普通財産である。
- 3 国有財産は、国有財産台帳により整理されることとなっているが、土地改良財産は、国有財産台帳に代わり土地改良財産台帳により整理される。
- 4 国有財産の範囲は、国有財産法第2条により不動産及び動産と定められており、地上権等の用益物権、特許権等の無体財産権、株式等の有価証券は、国有財産とはならない。

(問15) 土地改良財産の譲与管理に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業によって造成された施設の管理には、委託管理、譲与管理及び直轄管理の3つの形態があるが、委託管理、譲与管理を中心に運用されている。
- 2 譲与の相手方は、都道府県、市町村、土地改良区及び農林水産大臣の指定する者と定められている。
- 3 基幹的土地改良施設以外の一般土地改良施設は、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として譲与することができる。
- 4 譲与できる土地改良施設は、公共性の比較的高くない小規模なもので受益団体の自主的管理を適当とするものであって、種類ごとに定められている。

問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 補償額算定の時期等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地の使用に係る補償は、使用期間中に土地価格の変動が生じた場合、その差額について追加払いをすることができる。
- 2 工作物の移転補償は、移転後の確認検査の時の価格により補償額を算定する。
- 3 土地等の取得又は土地等の使用に係る補償は、契約締結の時の価格により補償額を算定する。
- 4 収穫樹の伐採補償は、伐採完了後の時の価格により補償額を算定する。

(問2) 個別払いの原則及び損失補償の方法に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 損失の補償は、それぞれの土地及び物件等の権利者に対して各人別にする個別主義を原則としている。
- 2 損失の補償は、各人別にするのが原則であるため、代位主義をとることは禁止されている。
- 3 損失の補償は、特定の財産権を経済的価値に換算して行われるものであるため、金銭補償を原則としている。
- 4 土地等の権利者が金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であり、かつ、真にやむを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行うよう努める。

(問3) 土地の補償額算定の基本原則に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該物件を含めて当該土地の正常な取引価格とする。
- 2 土地の附加物である土留施設、階段、溝等は、独立して取引価格があるので別途補償する。
- 3 取得する土地（土地の附加物を含む。）に対しては、正常な取引価格をもって補償する。
- 4 火葬場、下水処理場等の設置が予想されることにより土地の取引価格が低下すると想定される場合は、これらの影響を土地の評価に考慮する必要がある。

(問4) 水を利用する権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 水を利用する権利とは、行政官庁の特許又は慣行によって生じ、公水を継続的、排他的に利用する権利でかんがい、飲料、鉱工業、発電等の目的のため使用する権利をいう。
- 2 水を利用する権利の消滅とは、事業の施行により全面的に、又は部分的に水を利用する権利の行使が不可能となる場合をいう。
- 3 水の一般使用（遊泳、洗濯、汲水等）及び許可使用の場合は、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟していなくても、補償の対象となる。
- 4 飲料用水利権の消滅補償額は、その障害を除去し、又は予防する施設の設置が可能かつ適当である場合は、その施設の設置若しくは改造を行って提供し、又はその設置若しくは改造に要する費用相当額とする。

(問5) 土地の使用に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。）に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償する。
- 2 近傍類地に賃借りの事例がないときは、正常な地代又は借賃を算定するに当たっては、その使用する土地の正常な取引価格に期待利回り等の率を乗じて得た額を標準とする。
- 3 使用する土地の正常な取引価格に乗ずる期待利回り等の率の内容は、地代又は借賃相当額に公租公課等相当額を加えたものである。
- 4 使用する土地の正常な取引価格に乗ずる期待利回り等の率は、諸般の事情等を考慮し、宅地、宅地見込地及び農地は10パーセントである。

(問6) 空間又は地下の使用等に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業により純農地に農業用管水路を設置する場合の区分地上権設定の取扱いは、原則として、土被りが0.6メートル以上20.0メートル以下となる土地を対象とする。
- 2 空間又は地下の使用が長期にわたるときとは、一般には使用期間が50年以上にわたる場合とされている。
- 3 空間又は地下の使用が長期にわたるときは、当該土地の正常な取引価格に相当する額に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償することはできない。
- 4 国営土地改良事業の場合において、純農地及び純林地への区分地上権の設定期間は、30年である。

(問7) 鉱業権、租鉱権又は採石権の消滅に係る補償等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 鉱業権の消滅とは、事業の施行により鉱区の全部又は一部について当該権利の行使が不可能となる場合をいう。
- 2 消滅させる鉱業権、租鉱権又は採石権に対しては、正常な取引価格をもって補償する。
- 3 鉱業権の場合は、出願中のものであっても補償の対象とすることができる。
- 4 近傍同種の取引事例がない場合は、消滅させる鉱業権、租鉱権又は採石権に対しては、当該権利の態様及び収益性、当該権利の取得に関して要した費用等を考慮して算定した額をもって補償する。

(問8) 立木の移植補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 立木を移植することが相当であると認められるときは、移植に通常必要とする費用及び移植に伴う枯損等により通常生ずる損失を補償する。
- 2 移植に通常必要とする費用とは、掘起し、運搬、植付けのほかに根回し、風除、養生等に要する費用である。
- 3 移植に伴う枯損等により通常生ずる損失には、移植に伴う減収による損失は含まれない。
- 4 移植に伴う減収額は、移植後の各年における推定減収額の前価合計額である。

(問9) 庭木類の種別に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 玉物とは、アジサイ、ナンテンなどのように、通常、幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくなるしない観賞樹をいう。
- 2 風致木とは、防風、防雪、その他の効用を目的として植え込まれた樹木をいう。
- 3 特殊樹とは、ソテツ、シュロなどのように、樹木の頂上部で葉が幹から直接繁茂し、一般庭木とは対照的な樹形を呈する観賞樹をいう。
- 4 株物とは、マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるしない観賞樹をいう。

(問10) 立木の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 伐採搬出に要する費用が増加すると認められるときは、積雪期を利用したそりによる運搬の不可能等、通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等の選定ができなかったために生ずる場合をいう。
- 2 木材価格が低下すると認められるときは、一時期の大量伐採による需要供給の不均衡等、通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等の選定ができないために生ずる場合をいう。
- 3 伐期未到達立木であって、市場価格のない人工林については、現在までに要した経費の前価合計額から、現在までの収益の前価合計額を控除した額を補償する。
- 4 伐期未到達立木であって、市場価格のない天然性林については、伐期における当該立木の価格の前価額を補償する。

(問11) 竹林の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 竹林を移植することが相当であると認められるときは、移植に通常必要とする費用をもって補償し、移植に伴う枯損及び減収は考慮しない。
- 2 竹林を伐採することが相当であり、取引事例があるものについては、当該竹林の正常な取引価格をもって補償する。
- 3 竹林の取引事例がない場合は、当該竹林の平均年間粗収益を資本還元した額をもって補償する。
- 4 当該竹林の所有者に伐採させる場合においては、伐採除却に通常要する費用相当額を補償し、伐採により生じた発生材の価格は控除しない。

(問12) 営業補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 通常営業の規模を縮小しなければならないときは、営業用建物を再築工法により、その規模を縮小して残地に存置する場合又はその規模を縮小して構外移転をする場合とする。
- 2 通常営業を一時休止する必要があると認められるときの補償は、通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額である。
- 3 通常営業の継続が不能となると認められるときの補償は、免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格である。
- 4 通常営業の継続が不能となると認められるときの補償は、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合は、従前の所得相当額）である。

(問13) 残地等に係る損失の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することにより残地が生じ、その残地に関して、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生ずるときは、これらの損失額を補償する。
- 2 残地について、事業の施行により生ずる日陰、臭気、騒音その他これに類するものによる不利益又は損失については、残地に関する損失として補償する。
- 3 土地の取得に係る画地が農地地域内の田又は畑であって、その残地の水利が不良となること等により、これを従前の利用目的に供することが著しく困難になると認められる場合は、これらに係る損失の補償をすることができる。
- 4 土地の一部を使用（空間又は地下のみを使用する場合を除く。）することによりその残地に関して生ずる損失の補償額は、使用期間中の土地の有効利用度の低下分とする。

(問14) 立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前3か年間の平均収穫量に当該作物の生産者価格を乗じて得た額とし、副産物価格は考慮しない。
- 2 立毛とは、稲、麦、野菜等の農作物及び桑樹、茶樹等である。
- 3 立毛に市場価格があるときの補償額は、当該立毛の現在処分価格（生産者価格とする。）を控除した額とする。
- 4 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物を作付けするためすでに投下した経費の補償は、種苗費のみである。

(問15) 隣接土地に係る工事費の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業地又は残地に隣接する土地を対象とし、隣接していなければ適用対象とはならない。
- 2 工事を必要とする者は、原則的には土地の所有者であり、借地権者等に対しては直接補償することはできない。
- 3 補償義務は請求により生じ、請求は文書又は口頭のいずれでもできる。
- 4 隣接土地に関する工事費の補償の請求は、事業に係る工事の完了の日から5年以内になされなければならない。

(問16) 公共補償基準要綱の定義に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共施設とは、公共事業の用に供する施設をいう。
- 2 事業を施行するに当たって収用権が付与されていれば、当該事業完成後において特定の個人に譲渡され個人の使用に供されている施設であっても、公共施設に含まれる。
- 3 公共施設等とは、公共施設及び村落共同体その他の地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で公共施設に類するものをいう。
- 4 立木も、試験場等において試験目的で育成されているものは、それ自体公共性を有しているので、公共施設の概念に含まれる。

(問17) 上水道事業、下水道事業及びガス事業における既存管路施設の標準耐用年数に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 鉄筋コンクリート管の標準耐用年数は、70年である。
- 2 鋼管の標準耐用年数は、55年である。
- 3 陶管の標準耐用年数は、55年である。
- 4 プラスチック管の標準耐用年数は、50年である。

(問18) 工事の施行に伴う一時的な行政需要の増大に対する費用の負担に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共事業の工事期間中に当該工事により流入する労務者等の一時的な人口増加に伴い、小中学校等を充足するための費用を負担するものであり、残務整理期間中は含まれない。
- 2 費用負担ができるための要件として、財政支出は、当該行政需要を充足するために必要な公共施設の建設等の費用に限定される。
- 3 地方公共団体が積極的に協力し、そのため用地取得が著しく早められると認められる場合は、会議費等の費用を負担することができる。
- 4 地方公共団体が行政需要の増加に見合う財政支出をしなければ公共事業の施行上著しい支障が生ずる場合に、費用の負担ができる。

(問19) 事業損失の因果関係の判定に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 工事に伴う損害等の申出は、地元住民が地方公共団体を経由して書面を提出する場合にのみ行うことができる。
- 2 因果関係の調査及び確認は、公共事業の施行者が自ら行っては不公平感を招くこととなるので、被害者側が行わなければならない。
- 3 因果関係の判定に際しては、専門的知識が必要となる損害等については、大学の研究室や国等の試験研究機関等に依頼することも考慮する。
- 4 工事振動により建物に損害を与えたときの因果関係の判定には、起業地の近隣で事業損失の複合原因となる他の工事が行われたかどうかの調査は必要ない。

(問20) 公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 起業地の周辺地域の用水使用者から水枯渇等の発生の申出があったときは、水枯渇等と工事との因果関係、その回復の可能性等について速やかに調査しなければならない。
- 2 費用の負担は、用水使用者から当該工事の完了の日から5年を経過する日までに請求があった場合に限り、行うことができる。
- 3 既存する施設の機能を回復することが困難な場合において負担する費用は、農業用水の場合、従前の農業用水を使用する農作物から農業用水を使用する必要のない他の農作物に作付転換した場合に通常生ずる損害等の額とする。
- 4 用水使用者から金銭に代えて既存の施設の改造、代替施設の新設又は事前の措置に係る施設の設置を要求された場合において、その要求が技術的及び経済的に合理的と認められるときは、これらの措置を行い、引き渡すことができる。

問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用制度に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 特定の公共事業の用に供するために土地の所有権等の財産権を強制的に取得する公用収用として、土地収用法が一般法として定められている。
- 2 憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とし、公益の目的のためには、正当な補償によって私有財産をその所有者等の意思に反して収用できることを規定している。
- 3 公共事業の遂行のためその財産の取得が是非とも必要な場合があることから、公益を図る一方、私有財産を保護し、公益と私益を調整するための手段として、公用収用が認められている。
- 4 土地等の強制取得に関する法律制度は、土地収用法のみである。

(問2) 事業認定申請における事業説明会の留意事項に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 開催場所は、利害関係者の参集の利便を考慮し、場所・日時等の一定事項を、開催日の前日から起算して前5日に当たる日が終わるまでに、施行予定地に存する地方の新聞紙に公告する。
- 2 通知を要する相手は、起業者がその氏名・住所を知っている権利者である（通知する時点で把握している限りの権利者に通知すれば足りる。）。
- 3 通知文書の配布方法は、郵送、電報、電子メール、FAX、職員による直接交付とする。
- 4 事業の施行を予定する土地とは、起業地となることが予定されている区域のことで、この具体的な表示方法については、利害関係者が説明会への出席の可否について判断するために大字単位で表示することが望ましい。

(問3) 事業認定申請書に添付する事業計画書に記載すべき事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業計画の概要及び事業の開始・完了の時期
- 2 事業に要する経費及びその負担する年度計画
- 3 事業の施行を必要とする公益上の理由及び収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 4 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(問4) 収用又は使用の裁決に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、事業認定の告示のあった日から3年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。
- 2 裁決の申請をしようとするときは、裁決申請書に事業計画書、起業地及び事業計画を表示する図面を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 裁決開始までの手続は、始めに都道府県知事から関係市町村長への裁決申請書及びその添付書類の送付並びに土地所有者及び関係人への裁決の申請があった旨の通知をしなければならない。
- 4 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするときは、市町村別に土地の所在、地番、地目及び土地にある物件の種類、数量並びに土地所有者及び関係人の氏名、住所等の必要事項を記載した書類を収用委員会に提出しなければならない。

(問5) 土地収用法における損失の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 収用委員会は、損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲を超えて裁決してはならない。
- 2 損失の補償は、各人別に見積り、土地所有者及び関係人に、各人別に裁決しなければならないが、それを確知することができないときは裁決しない。
- 3 損失の補償は、金銭補償を原則とし、替地等により行われることはない。
- 4 土地所有者又は関係人は、事業認定告示後に土地の形質を変更し、又は工作物を新築し、若しくは増築したときは、これに関する損失の補償を請求することができる。

(問6) 建物等の調査図面に表示する数値及び面積計算並びに計算数値の取扱いに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等の調査図面に表示する数値は、計測値を基にセンチメートル単位で記入する。
- 2 建物の延べ面積は、メートル単位で算出した各階別的小数点以下第3位までの数値を合計した数値とする。
- 3 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
- 4 補償額算定調書に計上する使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)まで求める。

(問7) 権利者の確認調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 権利者の確認調査は、土地及び建物の登記記録の調査が完了した後、実地調査並びに戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票、商業登記簿及び法人登記簿等の書類等により行う。
- 2 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係を調査し、相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。
- 3 権利者が未成年者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所を調査する。
- 4 法人が破産法による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所を調査する。

(問8) 境界測量に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 用地測量に使用する基準点について、公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、当該基準点測量の成果を基に検測して使用する。
- 2 基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときは、成果を復元する。
- 3 用地測量に使用する基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受ける。
- 4 各境界点の測量を行うに当たっては、用地平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測する。

(問9) 建物等の配置図の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等の縮尺は、原則として、50分の1とする。
- 2 庭園、墳墓、庭木等の縮尺は、原則として、50分の1又は100分の1とする。
- 3 敷地境界線及び方位を明確に記入し、方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 4 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

(問10) 立竹木等の図面及び調査書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 立竹木等の図面及び調査書は、立竹木等の調査結果を基に作成する。
- 2 標準地調査を行ったものの図面には、標準地の位置、面積及び標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積を記載する。
- 3 調査書は、立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成する。
- 4 用材林、薪炭林及び立毛については、用材林等調査表を用いて作成する。

(問11) 法人が営業主体である場合の営業に関する調査において、補償額の算定に必要となる調査事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- 2 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- 3 固定資産の額及び法人の組織
- 4 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金並びに敷地及び建物の所有関係

(問12) 動産に係る調査において、世帯ごとの調査事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）並びに動産の所在地
- 2 ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とする屋内動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 3 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況
- 4 その他必要と認める事項

(問13) 再算定業務及び再算定の方法に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 再算定業務とは、建物等の移転等積算額に錯誤訂正があった場合に再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。
- 2 建物等の移転補償額再算定は、移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合及び再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合を除いて、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行う。
- 3 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合は、従前の基準等により算定する。
- 4 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、監督職員が指示する移転工法及び移転補償額の算定方法により行う。

(問14) 標準地の選定及び標準地調査書の作成等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記の上標準地調査書を作成する。
- 2 取引事例地の評価は、現地踏査による調査及び土地評価に必要となる資料並びに標準地調査書等の資料を基に土地評価事務処理要領に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調書を作成する。
- 3 取得する土地の評価は、標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成する。
- 4 評価格は、監督職員が指示する図面に記載する。

(問15) 補償説明及び概況ヒアリング等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 補償説明とは、監督職員に対し、土地の評価（残地等に関する損失の補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容を説明の上、権利者と調印を行うことをいう。
- 2 受注者は、補償説明の実施に先立ち、当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項を監督職員へ説明する。
- 3 受注者は、現地踏査後に権利者等と面接し、補償説明を行い当該事業の施行について協力を依頼する。
- 4 権利者に対する説明は、2名以上の者を一組として権利者と面接することとし、面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておく。